

2008年11月20日
株式会社日立製作所

一部の建設業の営業停止処分について

当社は、このたび、東京都下水道局発注の下水道ポンプ設備工事における入札に関し、独占禁止法に違反したとして、国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり、一部の建設業に係る営業停止処分を受けました。

当社としましては、この処分を厳粛に受け止め、法令を遵守し公正で自由な競争に徹するという基本方針を再度徹底し、コンプライアンスの一層の強化に取り組んでまいります。

記

営業停止期間と内容

1. 期間:2008年12月5日(金)～12月26日(金)の22日間
2. 内容:東京都の区域内における機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
または民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

以上

このニュースリリース記載の情報(製品価格、製品仕様、サービスの内容、発売日、お問い合わせ先、URL 等)は、発表日現在の情報です。予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
